

法務省刑事局事務分掌規程（平成13年1月6日法務省刑総第11号）

改正 平成13年3月23日法務省刑総第364号
平成14年3月28日法務省刑総第345号
平成16年3月29日法務省刑総第424号
平成17年1月11日法務省刑総第44号
平成17年3月31日法務省刑総第522号
平成17年8月22日法務省刑総第1077号
平成18年3月22日法務省刑総第452号
平成20年3月31日法務省刑総第526号
平成22年3月29日法務省刑総第491号
平成25年3月27日法務省刑総第476号

（局付）

第1条 刑事局に、局付を置くことができる。

2 局付は、局長を助け、局長が特に命ずる事務をつかさどる。

（課長補佐及び管理官補佐）

第2条 各課に課長補佐（補佐官）を、刑事法制管理官に管理官補佐（補佐官）を置く。

2 課長補佐（補佐官）は、課長を補佐し、命を受けて、課の事務を処理する。

3 管理官補佐（補佐官）は、刑事法制管理官を補佐し、命を受けて、刑事法制管理官の事務を処理する。

4 課長補佐（補佐官）又は管理官補佐（補佐官）が2人以上置かれている課又は刑事法制管理官における課長補佐（補佐官）又は管理官補佐（補佐官）の事務の分担は、別に課長又は刑事法制管理官が定める。

5 課長補佐（補佐官）のうち総括補佐官を命ぜられた者は、刑事局の庶務に関する

る事務を総括する。

- 6 課長補佐（補佐官）又は管理官補佐（補佐官）のうち上席補佐官を命ぜられた者は、課又は刑事法制管理官の複雑困難な事務を担当する。

（法務専門職）

第3条 局長の指定する課又は刑事法制管理官に、法務専門職（法務専門官）を置く。

- 2 法務専門職（法務専門官）は、命を受けて、課又は刑事法制管理官の専門的事務に従事する。

- 3 法務専門職（法務専門官）のうち上席法務専門官を命ぜられた者は、課又は刑事法制管理官の複雑困難な専門的事務を担当する。

（翻訳職）

第4条 国際課に、翻訳職（翻訳官）を置く。

- 2 翻訳職（翻訳官）は、命を受けて、公文書類の翻訳及び通訳に関する事務に従事する。

（室長補佐）

第5条 企画調査室に、室長補佐(補佐官)を置くことができる。

- 2 室長補佐(補佐官)は、室長を補佐し、命を受けて、室の事務を処理する。

（刑事調査官補佐及び刑事調査官付）

第6条 総務課に、刑事調査官補佐及び刑事調査官付を置くことができる。

- 2 刑事調査官補佐は、刑事調査官を補佐し、命を受けて、刑事調査官の事務を処理する。

- 3 刑事調査官付は、命を受けて、刑事調査官の事務に従事する。

（国際刑事企画官補佐及び国際刑事企画官付）

第6条の2 国際課に、国際刑事企画官補佐及び国際刑事企画官付を置くことができる。

- 2 国際刑事企画官補佐は、国際刑事企画官を補佐し、命を受けて、国際刑事企画

官の事務を処理する。

3 国際刑事企画官付は、命を受けて、国際刑事企画官の事務に従事する。

(総務課に置く係)

第7条 総務課に、企画調査室を置くもののほか、次の10係を置く。

庶務係

検務第一係

検務第二係

教養第一係

教養第二係

人事企画第一係

人事企画第二係

予算第一係

予算第二係

施設企画係

2 企画調査室に、次の2係を置く。

企画調査第一係

企画調査第二係

(庶務係の所掌事務)

第8条 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刑事局長の官印、刑事局印その他の公印の保管に関する事。
- (2) 刑事局の所掌に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- (3) 刑事局の機構及び定員に関する事。
- (4) 刑事局の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- (5) 刑事局の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事。
- (6) 刑事局の職員の給与の支給に関する事。
- (7) 刑事局の職員の福利厚生に関する事。

(8) 前各号に掲げるもののほか、刑事局の所掌事務で他の所掌に属しないもの
に関する事。

(検務第一係の所掌事務)

第9条 検務第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 検察庁の組織及び運営に関する事 (他の所掌に属するものを除く。)
- (2) 情報システムの整備その他の検察事務の能率化に関する事。
- (3) 検務事務に関する事 (検務第二係の所掌に属するものを除く。)
- (4) 証人等の被害についての給付に関する法律に基づく給付に関する事。
- (5) 被疑者補償に関する事。
- (6) 検察審査会に関する事。
- (7) 付審判請求に関する事。

(検務第二係の所掌事務)

第10条 検務第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 犯罪捜査の科学的研究に関する事。
- (2) 刑事の裁判の執行指揮、徴収事務、犯歴事務、記録事務及び恩赦事務に
関する事。
- (3) 指紋カードに関する事。

(教養第一係の所掌事務)

第11条 教養第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 検察庁の職員の教養及び訓練に関する事。
- (2) 司法警察職員の教養訓練に関する事。
- (3) 司法警察職員の証票の企画に関する事。
- (4) 刑事訴訟法第194条に基づく懲戒処分に関する事。
- (5) 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に
関する法律 (平成15年法律第40号) の規定による検察官の派遣に伴う法科大学
院の教育に対する法曹としての実務に係る協力に関する事。

(教養第二係の所掌事務)

第12条 教養第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刑事局の所掌事務に関する広報に関すること。
- (2) 検察庁の資料の整備に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(人事企画第一係の所掌事務)

第13条 人事企画第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 検察庁の機構及び定員に関すること。
- (2) 検察庁の職員の人事に関すること（人事企画第二係の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 検察官記章及び検察事務官記章に関すること。
- (4) 検察事務官証票の企画に関すること。
- (5) 検察庁の職員の人事管理に係るものの調査及び企画に関すること（企画調査第一係及び企画調査第二係の所掌に属するものを除く。）。

(人事企画第二係の所掌事務)

第14条 人事企画第二係は、検察庁の職員の給与及び人事記録に関する事務をつかさどる。

(予算第一係の所掌事務)

第15条 予算第一係は、検察庁の所掌に係る経費の予算に関する事務をつかさどる。

(予算第二係の所掌事務)

第16条 予算第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刑事局の所掌に係る経費の予算及び会計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 刑事局所管の物品の管理に関すること。

(施設企画係の所掌事務)

第17条 施設企画係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刑事局所管の施設の管理に関すること。
- (2) 検察庁所管の施設の整備に関すること。
- (3) 刑事局の職員に貸与する宿舎に関すること。
- (4) 検察庁の職員に貸与する宿舎に関すること。

(企画調査第一係の所掌事務)

第18条 企画調査第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 検察庁の運営に関する事務のうち基本の方針に係るものの調査及び企画に関すること。
- (2) 検察庁に係る訴訟に関すること。

(企画調査第二係の所掌事務)

第19条 企画調査第二係は、検察庁の組織に関する事務のうち基本の方針に係るものの調査及び企画に関する事務をつかさどる。

(国際課に置く係)

第20条 国際課に、次の3係を置く。

国際第一係

国際第二係

国際第三係

(国際第一係の所掌事務)

第21条 国際第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 犯罪人の引渡し、国際捜査共助その他の刑事に関する国際間の共助に関すること（国際第三係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、国際課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(国際第二係の所掌事務)

第22条 国際第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刑事に関する国際間の協力に関すること（国際第一係の所掌に属するもの

を除く。)

(2) 刑事に関する条約その他の国際約束の実施に関すること（国際第三係の所掌に属するものを除く。)

(3) 犯罪人の出国に係る事務の関係行政機関との調整に関すること。

(国際第三係の所掌事務)

第23条 国際第三係は、刑事に関する条約その他の国際約束のうち刑事の基本法に係るものの実施に関する事務をつかさどる。

(刑事課に置く係)

第24条 刑事課に、次の3係を置く。

刑事第一係

刑事第二係

財政経済係

(刑事第一係の所掌事務)

第25条 刑事第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 一般刑事事件の検察に関すること。
- (2) 環境関係事件の検察に関すること。
- (3) 少年に係る刑事事件の検察に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事件に係る犯罪の予防に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、刑事課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(刑事第二係の所掌事務)

第26条 刑事第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 選挙関係事件の検察に関すること。
- (2) 交通関係事件の検察に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事件に係る犯罪の予防に関すること。

(財政経済係の所掌事務)

第27条 財政経済係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 財政経済関係事件の検察に関すること。
- (2) 前号に掲げる事件に係る犯罪の予防に関すること。

(公安課に置く係)

第28条 公安課に、次の3係を置く。

公安労働係

外事風紀係

薬物暴力係

(公安労働係の所掌事務)

第29条 公安労働係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公安関係事件の検察に関すること。
- (2) 労働関係事件の検察に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事件に係る犯罪の予防に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公安課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(外事風紀係の所掌事務)

第30条 外事風紀係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 風紀関係事件の検察に関すること。
- (2) 外国人に係る刑事事件の検察に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事件に係る犯罪の予防に関すること。

(薬物暴力係の所掌事務)

第31条 薬物暴力係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 薬物関係事件の検察に関すること。
- (2) 暴力団に係る刑事事件の検察に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事件に係る犯罪の予防に関すること。

(刑事法制管理官に置く係)

第32条 刑事法制管理官に、次の6係を置く。

法制企画第一係

法制企画第二係

法制企画第三係

法制企画第四係

法制調査第一係

法制調査第二係

(法制企画第一係の所掌事務)

第33条 法制企画第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 刑事の基本法制のうち刑事実体法規に関する企画及び立案に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、刑事法制管理官の職務で他の所掌に属しないものに関すること。

(法制企画第二係の所掌事務)

第34条 法制企画第二係は、刑事の基本法制のうち刑事手続法規に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(法制企画第三係の所掌事務)

第35条 法制企画第三係は、刑事の基本法制に関する企画及び立案に関する事務(法制企画第一係及び法制企画第二係の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(法制企画第四係の所掌事務)

第36条 法制企画第四係は、刑事法制に関する企画及び立案に関する事務(法制企画第一係、法制企画第二係及び法制企画第三係の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(法制調査第一係の所掌事務)

第37条 法制調査第一係は、刑事に関する内外の法令並びに判例、学説その他の資料の収集及び調査に関する事務(法制調査第二係の所掌に属するものを除く。)

をつかさどる。

(法制調査第二係の所掌事務)

第38条 法制調査第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 裁判員制度の実施状況に関する調査に関すること。
- (2) 裁判員制度に関する内外の法令並びに判例、学説その他の資料の収集及び調査に関すること。

(係主任)

第39条 局長が指定する係に、係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は、別に局長が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日法務省刑総第364号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日法務省刑総第345号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日法務省刑総第424号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月11日法務省刑総第44号)

この規程は、平成17年1月11日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日法務省刑総第522号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年8月22日法務省刑総第1077号)

この規程は、平成17年8月25日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日法務省刑総第452号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日法務省刑総第526号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日法務省刑総第491号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日法務省刑総第476号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

法務省刑事局事務分掌規程臨時特例（平成14年3月28日法務省刑総第346号）

改正 平成17年8月22日法務省刑総第1078号

改正 平成18年3月22日法務省刑総第453号

改正 平成21年3月17日法務省刑総第393号

改正 平成24年3月23日法務省刑総第482号

（目的）

第1条 この規程は、刑事の基本法制の整備に関する事務の円滑な処理を図るため、法務省刑事局事務分掌規程の特例を定めることを目的とする。

（刑事法制企画官）

第2条 平成27年3月31日までの間、刑事局に、刑事法制企画官を置く。

2 刑事法制企画官は、命を受けて、刑事法制管理官のつかさどる職務のうち特定の刑事法制に係るものの企画及び立案を助ける。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この規程は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。